

東広島市農業委員会令和3年12月（第13回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月24日(金) 午前10時00分から11時02分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	10	岡本義則
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
14	古川國昭	15	原茂正	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり				

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
6	小倉亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 台川洋子 委員 7番 岡土居正弘 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 68 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 50 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 51 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任 豊 田 宏

議 長	<p>それでは、これより12月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数23人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番台川委員さん、7番の岡土居委員さんをお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年12月24日1日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和3年12月24日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から説明していただき、利用集積率については事務局から説明をいたします。</p>
豊田主任	<p>それでは、私からは総会議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>これより着席してご説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、貸借権設定は376件、総面積は1,202,246.05㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月27日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
定井 局長補佐	<p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定につきまして、議案のとおりご決定いただきますと、集積率は24.29%となります。前回、11月の集積率が24.18%でございましたので、0.11ポイントの増となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>この議案は本日配付しました資料1の議案第64号案件の欄にありますように、在間委員、木原委員、黒川委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、関係者分について先に一括審議することといたしますので、該当する委員におかれましては審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 在間委員、木原委員、黒川委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案の事案のうち、議案第64号の関係者分について、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第64号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第64号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。</p>

議 長	それでは、関係委員の方は入室をお願いいたします。
	< 在間委員、木原委員、黒川委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
長原委員	17番の長原です。 11ページ、12ページを見ていただきたい。 ●●の土地を、田んぼを例の●●さんが受けて経営をされるということになっとんです。今回出たのは全体では5反3畝、53aの土地で白菜、大根を作るというようなことになっとる。それで、前回8月には4反6畝、46aのハウス栽培をするということで承認されたわけなんですけど、全体で1町あまりの田畑が経営できるんかどうか。●●歳の方が病院の勤めをしながら、年間150日の農業経営をやるということになっとるわけです。それで、本人だけじゃなしに会社員2名を充てて経営をするというようなことになっとるようですが、果たしてこれができるんですか、どう思われますか。私はこれは農業経営はできないと思います。病院勤めをしながら150日農業経営をする、しかも4反6畝はハウス栽培、それから今回は白菜、大根。農業経営と言えるんですか、農業経営じゃないじゃないですか、先が見えるんじゃないですか。多分これは●●の続きの土地だろうと思います。二、三年先には庭園になるんじゃないんです。どうなんです、これは。現場を確認して、経営者の意見を聞いて、これを上げられたんですか。できないですよ、どう考えていっても。会社員が2名入ってやると言われるけども、会社勤めをしながらハウス栽培ができるわけがないじゃないですか。ハウス栽培は年間の労力が要るんですよ。白菜、大根は別にしても、前回やっとる4反6畝のハウス栽培ができるわけがないですよ。どう考えるんですか、この件について。あまりにもひどいじゃないですか。将来を見越した土地の取得なんじゃないですか。冗談じゃないですよ、私はそう思いますけど。答えは要らないです、意見だけ言うときます。二、三年後には必ず石の庭園になっとるはずですよ。そう思いません。回答は要らないです。意見だけ言うときます。 以上です。
議 長	分かりました。意見として聞かせていただきました。 ほかにご意見がございませんか、どんなでしょうか、意見があれば。
古川委員	意見ではありませんが、漏れ聞くところによりますと、今度は外国の石が好きになられたようなうわさを聞いております。国内の石じゃないのを並べるんじゃないんですか。独り言。
住井委員	農林水産課は確認しようらんということやろ。書類だけで、ここへ上げようということじゃろ。答え、ちょっと。書類を書いた分だけで、ここへ上げようということじゃろ。現地に行っていないということじゃろ。
合原主査	書類のほうは確認させていただいて、現地のほうも現場に出る便がありましたので目視させていただきました。
住井委員	耕作できるようなとこじゃった。
合原主査	はい。
議 長	ありがとうございました。じゃあ、一応現地も見とるということなんで。 ほかにはご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 豊田主任、退室 >
議 長	続きまして、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」

議 長	を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津 山 主 査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第65号について説明いたします。 まず、本日お配りしました正誤表をご覧ください。事前に送付しました議案の5ページの合計面積の記載が誤っておりました。訂正しておわびいたします。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、議案の説明に入ります。 今月は、13件の申請がありました。内訳は、正誤表に記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 156-1でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、157-2でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、158-3について説明します。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地は受人がこれまで管理をしてきており、筆の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しています。 続いて、159-4でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社員です。このたび、申請地隣接の空き家を購入し、夫婦で営農をされる計画です。これまで受人は会社でキノコ類の栽培の現場を経験されており、現在も野菜栽培のために農地を貸借しておられます。また、受人の妻は園芸センターの野菜栽培の講習も受講され、申請地では里芋やジャガイモ、ミョウガや山野草を作付される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、160-5でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、161-6でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、162-7でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、163-8、164-9は譲渡人による同一条件ですので一括して説明します。 公用廃止に伴う譲渡のため、所有権を移転するものです。申請地は道路改良事業に伴い水路や里道としての機能を果たさなくなったもので、現況も田となっており、隣接農地の所有者である譲受人が農地として耕作を続けられてきました。長年未整理の状態であったものですが、交換の話がまとまり、このたび公用廃止の手続が取られ、譲受人への譲渡が決定したものです。163-8の受人には2人の労働力があり、また164-9の受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、165-10でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で医療に従事されています。このたび空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、苗の販売店や地元の方から教えてもらいながら営農される計画です。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年11月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たし</p>

津山主査	<p>ます。</p> <p>続いて、166-11でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、167-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、168-13でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
古川委員	<p>159-4番、写真が出てもちよっと分からないんですが、実は●●さんという方の持ち主なんですが、ご主人は既に亡くなられ、奥さんも高齢のため介護施設に入所中です。子供さんは嫁ぎ、家のほうは空き家となっております。集落内で親戚の方が春、秋に草刈りなどをしてうちの体裁といえますか、何とか保つとられる状態で、わしも年を取るし草刈りはしんどいとお互いに話しとるうちに、何とかならんかいのうという話がございまして、じゃあ空き家バンクへ登録をして、欲しい人があるかも分からんということで登録しました。実はその前に欲しい人がおったから、ある人に見せとったら欲しい言うたんよ。登録するのは娘さんでしたもんじゃから、いつしたか分からなかった。私が紹介しとった人が見たら、もう3日目じゃった。1日目に既に5人申込みがあったそうです。農業委員会の隣が住宅課なんですけど、そこへ行って話をしたら、そういう訳ならいいよということじゃったんじゃけど、最初に話をした人も順番をひっくり返してまではということで、それは諦めて、この●●さんという方が入られることになって。大体6歳と3歳の子供さんがおられるんです。来年3月には入ってくるということで、今模様替えをしたり修繕、片づけておられる状況です。補足ということにはならんけど、状況説明。ちなみにこの絵で見ると、そこから3軒目ぐらいが私の家です。もう既に限界集落の一步前なんですけど、というような状況です。圃場整備した田なんですけど、もう10年も作ってないから水がたまっとるような状態。</p>
議 長	<p>補足説明として状況なり経過を報告いただきましてありがとうございます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>今月は7件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号27-1は、●●における貸駐車場への転用事案でございます。申請地は主要地方●●線沿いで、近くに●●がございまして、そこから南西に約200mのところを位置し、申請地は宅地と雑種地に囲まれた第2種農地で、申請人は同地区にお住まいの方でござ</p>

大 下
局 長 補 佐

います。申請人は不動産業を営んでいらっしゃいますが、自らが所有する農地に隣接する●●から事業用駐車場として使用させてもらいたいとの申出を受け、貸し駐車場として転用許可申請をされたものでございます。こちらが●●の事業用地になっております。なお、本申請地は本年11月22日付で農振農用地から除外されております。

続きまして、申請番号28-2は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は●●の西約400mに位置する第1種農地で、申請人はこの近隣にお住まいの方でございます。申請人の墓地は現在自宅から離れた山中にあります。付近の土砂が崩れており危険であるため、自宅近くの申請地に移設することとし、転用許可申請をされたものでございます。本申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」といたしまして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は本年11月22日付で農振農用地から除外されており、墓地の経営許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。

続きまして、申請番号29-3は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。申請地は●●の南約500mに位置し、周囲を山林と宅地に囲まれた第2種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。このたび申請地の西側にあります山林が宅地開発されることとなり、その造成工事に併せてこの小高い丘の上にある申請地も切土により地盤を低くし、引き続き畑として利用するため、一時転用許可申請をされたものでございます。

続きまして、申請番号30-4は、●●における農業用施設への転用事案でございます。申請地は●●号線の東側、近くには●●がございます。その集会所の西側約200mに位置する農振農用地で、申請人はこの隣地にお住まいの方でございます。このたび申請人はトラクターを新規購入することに伴い、既存の農業用倉庫が手狭になるため、自宅隣の申請地に新たな農業用倉庫を建築するとともに農業用資材置場、農業用機材洗い場として一体として利用することとし、転用許可申請をされたものでございます。また、本件は農地法第4条第6項ただし書に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、農振農用地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農業振興地域整備計画に定める農用地区域の用途区分の変更につきましては、担当部局に申出書が提出されております。

続きまして、申請番号31-5は、●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は●●の●●の北約500mに位置する第1種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は平成27年11月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受け、設備の下部においてシイタケを栽培し、安定した収量を上げておられます。このたび本年12月28日をもって2回目の一時転用期間が満了することに伴い、再度3年間の一時転用許可申請をされたものでございますが、本来であれば先月の11月中に許可申請を行い、広島県農業委員会ネットワーク機構での審議を経て、今月中に許可を受けなければならない案件でございます。申請者の失念により申請書の提出が遅れましたことから始末書を徴取し、期限内の適正な手続を行うように指導をいたしました。また、申請地はおおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定しております「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」といたしまして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。

続きまして、申請番号32-6は、●●における庭敷への転用事案でございます。申請地は●●と●●堺の東側約600mに位置する第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人は手狭であった自宅の庭敷を拡張するため、転用許可申請をされたものでございます。このように自宅西側の申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなく平成28年頃から既に庭敷として利用されておりました。また、自宅東側にある申請地は、数十年前から庭敷として利用されているということでございました。いずれも無許可の転用でありますので、いずれも始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導いたしました。また、申請地はおおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」といたしまして、第

大 下 局 長 補 佐	<p>1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>最後に、申請番号33-7は、●●における工場への転用事案でございます。申請地は●●の南東約150mに位置する小集団の第2種農地で、申請人はこの近隣に本店を構え、自動車部品製造業などを営む法人でございます。申請人は令和元年10月に農地法第5条の規定により従業員宿舍への転用許可を受け、申請地は造成工事に着手しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大が起り、予定しておりました外国人労働者の受入れが困難になったことから、造成工事を中断され、今に至っております。その後、最近になって自動車部品の受注量が回復、増加し、既存の工場では対応できなくなったという事情の変化がございまして、既に許可を得ておりましたが事業計画を変更して新たにこの申請地に製造工場を建築するというので、改めまして内容を変えて転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>以上につきまして事業規模から見て適正な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、農振農用地及び第1種農地における転用、そして営農型太陽光発電設備への転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号28-2、30-4、31-5、32-6を意見聴取し、異議がなければこれらの許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
台 川 委 員	<p>32-6なんですけど、実際に見に行ってみました。上から見ましたら、確かに第1種農地なんですけど、すごい段差があるんです、ここは。そういったところも第1種農地になるんでしょうか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>こちらの土地なんですけど、先ほどおっしゃられたように上空写真、上から面を見たときにはもう優に10ha以上の一団の農地群を形成しとる土地で第1種農地ということで今回は判断させていただいたんですが、こちらが庭敷ということで、もともとは畑として利用されとったところなんですけど、確におっしゃるようにこちら側の向こう側には大きな段差があつて、一体営農としてはこちら側の面との一体性はなかなか見られないという状況ではありましたが、ただ進入路が確保されておつて、こっちからは進入できますが、こちらから容易に進入できて一団の農地として見るのが可能であるという判断をいたしておりますので、このたびは第1種農地という判定で申請書の提出をさせていただいたということでございます。</p>
台 川 委 員	<p>こういった場合は2種になるのに。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>一団の農地として見たときに連続性が保たれてないような農地につきましては、第1種農地群の中にあつても第2種農地という判定をいたしたりしておりますが、先ほど申しましたように、すみません、写真がなくて分かりづらいんですが、進入ができる。</p>
台 川 委 員	<p>段差があるけど、一団として使えるということですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>そうです。段差があつて、先ほどの事例で言いましたら、例えば高屋の郷、ここももともと第1種農地群なんですけど、ここは写真がありますが、ここに上がるのに3mから5m段があつて機械がとて上がるのができない、集団営農がもう物理的に不可能であるというような場合は第2種農地ということで判定をいたしまして、第1種農地と第2種農地はもう許可要件が随分と異なりまして、第2種農地のほうが転用が容易であるという実態があるんですが、そのような基準でもって第1種農地、第2種農地という判定をさせていただいております。</p>
台 川 委 員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、28-2、30-4から32-6</p>

議 長	<p>については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、28-2、30-4から32-6については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>それでは、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第67号について説明いたします。</p> <p>今月は20件の申請がありました。内訳については総会議案の14ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、233-1について説明します。</p> <p>貸し駐車場への転用事案です。申請地は●●の北に位置する第2種農地で、受人は●●に居住され、地区の講中頭として地区総会、行事、集会の運営、管理などをされています。申請地から約20mほど離れた場所にある●●集会所の駐車場が不足しており、地域からの駐車場整備の要望があるため、このたび本申請地を駐車場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、234-2について説明します。</p> <p>農業用施設への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する農振農用地区域内農地です。受人は●●に居住されています。このたび自宅に隣接する本申請地に農業機械及び農業用資材を保管するための農業用倉庫を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法第5条第2項ただし書「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地用途区分については、令和3年11月22日付で農業用施設用地へ変更済みです。</p> <p>続いて、235-3から238-6は同一事業者による事業であり、関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>受人は、●●に本店を置き土木工事及び建築工事等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。まず、申請番号235-3から237-5については、建売住宅及び駐車場への転用事案となっております。このたび本申請地に建売住宅11棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>次に、申請番号238-6については、資材置場への転用事案です。受人は●●に資材置場を借りておられますが、隣接の建売住宅建築の施工を予定していること、また現在●●及び●●で公共工事を受注しており利便性がよいことから、本申請地を資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、239-7について説明いたします。</p> <p>作業場での転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住され、旗、幕、のぼりなどの染物の販売及びタオル、のれん、腕章等の印刷業を営まれています。このたび自宅に隣接する本申請地を旗やのぼりなどを染めたものの干し場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、240-8から245-13について、同一事業者による関連案件ですので一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした合計7か所の太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請番号240-8は、●●の北東に位置する第2種農地で2か所の発電所を設置する計画です。申請番号241-9から243-11について、こちらも●●の北東に位置する第2種農地で、3か所の発電所を設置する計画でございます。申請番号244-12は、●●の東に位置する第2種農地でございます。申請番号245-13は、●●の北西に位置する第2種農地</p>

坂見主任主事	<p>議案第68号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の15ページ、それから続きまして最後の16ページをご覧ください。</p> <p>内訳については、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、豊栄町清武西地域センターから北東に位置します空き家に附属する2筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地はほとんど耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第68号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第68号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は、下限面積1aに設定することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第48号から報告第51号について、事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第48号から報告第51号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。その概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第48号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告49号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページと5ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は9件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第50号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7ページから11ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は29件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第51号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5のその他に入ります。</p>

議 長	何かございましたらお願いいたします。
本 越 事 務 局 長	私からは、現在欠員になっております、新しい農業委員さんの任命について申し上げます。 現在1名の農業委員の方が欠員になっておりますが、この12月の議会におきまして同意案が可決されましたので、来年1月11日付で新しい農業委員さんに任命される予定でございます。新しい農業委員さんの方は、豊栄在住の土井浩文さんでございます。1月総会から出席予定となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 ほかにありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、次回の総会について大月会長職務代理者から説明をお願いいたします。
大 月 職 務 代 理	失礼いたします。次回1月総会は、1月31日月曜日午前10時より市役所本館8階全員協議会室で予定しておりますのでご出席をよろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 以上で12月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 7番 岡土居 正弘 委員